

## 「(仮称)宮城山元風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申の形成

答 申 案	答申の考え方 (関連ページは、配慮書本編のページ数)	備 考
<p><b>【1 全般的事項】</b></p> <p>(1) 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)内には、保安林や仙台湾海浜県自然環境保全地域が存在しているほか、想定区域内には、埋蔵文化財があり、複数の住居も存在している。</p> <p>このことから、適切な想定区域の絞り込みを行い、周辺の自然環境や生活環境に配慮すること。</p>	<p>想定区域及びその周辺に保全対象が存在するため、配慮するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：(配慮書) 191, 195, 197, 214」</p> <p><b>【参考：(仮称)丸森風力発電事業】</b></p>	
<p>(2) 想定区域の絞り込みに当たっては、資材輸送、道路の新設・拡幅及び風車の設置、送電線施設設置、緑地低減等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p>	<p>資材輸送等に伴う開発の影響も考慮し、対象事業実施区域を検討するよう求めるもの。</p> <p><b>【参考：(仮称)丸森風力発電事業】</b></p>	
<p>(3) 想定区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	

<p><b>【2 個別的事項】</b></p> <p>(1) 騒音, 低周波音及び風車の影      想定区域内には住居が存在することから, 風車の稼働に伴う騒音, 低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査, 予測し, 重大な影響の有無について評価した上で, 方法書を作成すること。</p>	<p>想定区域内に複数の住居が存在することから, 風車の稼働による騒音等の影響について, 適切に調査, 予測及び評価するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ: 153, 214」</p> <p>【参考: (仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業】</p>	
<p>(2) 動物      イ 想定区域及びその周辺では, 過去に重要種である鳥類が確認されたことがあり, 現在もガン・カモ類の渡来が確認されるとともに, ハクチョウ類の渡りルートが存在する可能性があることから, 専門家等の助言を踏まえ, 適切に調査, 予測及び評価すること。</p>	<p>想定区域及びその周辺において各種鳥類が確認されたことから, 事業の実施による影響について, 適切に調査, 予測及び評価するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ: 64, 71」</p>	
<p>(3) 植物      イ 想定区域内には, 特定植物群落(仙台湾沿岸の砂浜植物群落)が存在することから, 現地調査により, その群落の区域を明らかにした上で, 植物への影響を適切に予測及び評価すること。</p>	<p>想定区域内において特定植物群落が存在しているため, 土地を改変する影響について適切に調査, 予測及び評価するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ: 248」</p> <p>【参考: (仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業】</p>	
<p>(3) 植物      ロ 想定区域内には, 東日本大震災によって被害を受けた海岸防災林が存在することから, 事業の実施に当たっては海岸防災林の再生を阻害することのないように配慮すること。</p>	<p>想定区域内では, 東日本大震災によって被害を受けた海岸防災林の復旧事業が存在することから, 事業の実施に当たっては海岸防災林の再生を阻害することのないように求めるもの。</p> <p>「関連ページ: 247」</p>	

<p>(4) 生態系</p> <p>想定区域及びその周辺の海域の一部は、環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されている。また、ホッキ貝や秋サケ等の重要な漁場となっていることから、本事業の実施に当たっては、以下に留意の上、特別に慎重な対応をとること。</p>	<p>想定区域及びその周辺の海域の一部は、環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されている。また、ホッキ貝や秋サケ等の重要な漁場となっていることから、本事業の実施に当たっては、「海洋環境」、「海浜の生態系」、「海洋資源」への影響について、特別に慎重な対応をとるよう求めるもの。</p>	
<p>イ 本事業の実施に当たっては、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、可能な限り生息状況を適切に把握した上で、事業の実施による海洋環境への影響を適切に調査・予測及び評価すること。</p>	<p>「関連ページ：144，231」 【参考：（仮称）能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業】</p>	
<p>ロ 風車の稼働に伴う漂砂流によって海浜形状へ影響を及ぼした結果、海浜の生態系への影響が懸念されることから、事業の実施による影響を適切に調査・予測及び評価すること。</p>		
<p>ハ 想定区域内の沿岸域が漁場となっているため、事業の実施による海洋資源への影響を適切に調査・予測及び評価すること。</p>		
<p>(5) 景観</p> <p>イ 垂直視野角1度以上の可視領域の範囲内には、千年希望の丘やわたり温泉島の海、四方山などの主要な景観資源をはじめとして、山元町及び亘理町のほぼ全域が含まれていることから、景観への影響は大きいと考えられる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、生活環境や観光資源の保全の観点から、規則的な配置とする等、十分に配慮すること。</p>	<p>垂直視野角1度以上の可視領域の範囲内には山元町及び亘理町のほぼ全域が含まれていることから、景観への影響は大きいと考えられるため、風車の配置等について、十分な配慮を求めるもの。 「関連ページ：264」 【参考：（仮称）白石越河風力発電事業】</p>	

<p>(5) 景観</p> <p>ロ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査・予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。</p>	<p>海域に最大高さ195mの発電機を設置する計画であり、景観への影響は大きいと考えられるため、風車の圧迫感等について、予測・評価を行い、区域の設定を行うよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：26，270」</p> <p>【参考：（仮称）大崎鳥屋山風力発電事業】</p>	
<p>(5) 景観</p> <p>ハ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合、風車の稼働による景観への影響が過小評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に調査・予測及び評価すること。</p>	<p>風力発電機の景観への評価手法について、適切な、予測・評価を行い、区域の設定を行うよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：264，271」</p> <p>【参考：（仮称）白石越河風力発電事業】</p>	
<p>(7) 人と自然との触れあいの活動の場</p> <p>想定区域内には笠野サーフポイントや花釜避難丘公園等が存在し、周辺はサーフィンや散策に利用されることから、これら施設の利用状況について関係者等からの情報収集に努め、事業の実施による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は低減するよう配慮すること。</p>	<p>想定区域内及びその周辺に、サーフポイントや公園が存在することから、それら施設利用者への影響調査等を行うよう求めること。</p> <p>「関連ページ：277」</p> <p>【参考：（仮称）秋田中央海域洋上風力発電事業】</p>	